会長	局長	係長	課員	課員

令和2年度 〔天城町農業委員会〕 11月定例総会議事録

署名委員 貞岡 孝治

署名委員 貞山 博一

天城町農業委員会11月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和 2年 11月 16日 (月) 13時30分
- 2 場 所 天城町役場 4階ホール
- 3 出席委員 18名

番号	集落	氏 名	番号	集落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区		12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞岡 孝治	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

- 4 欠席委員 2番中島 正博
- 5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹係長	貞岡 学

6 参加者 2名

番号	所 属	氏 名	番号	所属	氏 名
1	事務局	高野 秀作	2	農政課	吉岡 一郎

7 会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事事項
 - ・議事録署名委員の指名について
 - ・会期の決定について
 - ・議案第26号 農業振興地域整備計画の変更許可申請について
 - ・議案第27号 農地法第3条許可申請について
 - ・議案第28号 農地法第4条許可申請について
 - ・議案第29号 農地法第5条許可申請について
- (3) 報告事項等

開会 13時30分

議長 (仲会長)

本日の定例総会に、中島委員から欠席届がでており、承認してあります。 ただいまの出席委員は18人です。よって、本定例総会は成立しました。 これから令和2年11月天城町農業委員会定例総会を開会します。 それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、貞岡委員と貞山委 員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思いま す。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定し ております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長

日程第3、議案第26号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号127番から129番までの朗読 および説明を求めます。

事務局 (貞岡主幹)

(事務局の朗読および説明。)

議長

以上3件ですが、詳しくは、質疑の中で農政課の担当者に説明をお願い したいと思います。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。申請番号12 7番について、政委員お願いします。

政委員

申請番号127番について説明いたします。場所等は、参考資料にあり ますとおり親の自宅の近くとなります。現在は、飼料畑となっていますが これを整地し、宅地として新築をしたいということです。何ら問題は無い と思いますが、皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号127番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号127番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

議長

次に、申請番号128番について、担当委員の調査報告を求めます。勝 尾委員、榮委員お願いします。

勝尾委員

申請番号128番に関して説明します。参考資料をご覧下さい。申請人は、この場所に牛舎を建設したいとのことです。場所は、K氏の牛舎近くで畑総内ですが問題は無いと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号128番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

替成多数。

よって、申請番号128番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号129番について、担当委員の調査報告を求めます。 勝尾委員、榮委員お願いします。

勝尾委員

申請番号129番の説明をいたします。申請人から10月31日、お昼頃にお話を伺いました。場所は参考資料にあります。北中学校の南側になります。教員住宅が、近くにありますが問題は無いと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

里村委員

これは、一般住宅ですか。

勝尾委員

宅地が500㎡以下なので一般住宅となります。

議長

他に質疑ございませんか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

これで、質疑を終わります。

これから、申請番号129番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号129番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

以上、3件は許可意見として町に答申します。

議長

日程第4、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。申請番号130番は、取り下げ申請が出ており、これを省 略します。事務局に申請番号131番から141番の朗読及び説明を求め ます。

事務局 (貞岡主幹) 議 長 (事務局の朗読および説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次譲受人、 譲渡人、土地の順に報告をお願いします。また、参考資料のページ番号も お願いします。ここで、議長職を交代します。

(議長交代)

議 長 (貞岡委員 代行) それでは、申請番号131番について、担当委員の調査報告を求めます。 仲委員お願いします。

仲委員

申請番号131番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。参考資料の5ページをご覧下さい。浄水場の近くとなりますが、何ら問題は無いと思います。皆様方のご審議をお願いします。

議 長 (貞岡委員 代行) これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号131番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

替成多数。

よって、申請番号131番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。議長を交代します。 (議長交代)

議 長 (仲会長) それでは、申請番号132番について、担当委員の調査報告を求めます。 若山委員お願いします。

若山委員

申請番号132番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。場所は、資料の6ページです。競り市場とトンネルに向かう道路の近くになります。譲渡人が管理できなくなったため、譲受人にお話があったとのことです。何ら問題はございません。皆さんのご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号132番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

替成多数。

よって、申請番号132番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号133番について、担当委員の調査報告を求めます。 平野委員お願いします。

平野委員

申請番号133番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。10月30日にお話を聞きました。この場所は、畑総地区内で A氏の牛舎から北に300 m行ったところになります。現在、飼料畑となっていますが、何ら問題は無いと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号133番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

よって、申請番号133番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

次に、申請番号134番と135番を一括審議とします。担当委員の調 査報告を求めます。

前田委員お願いします。

前田委員

申請番号134、135番に関して説明します。 134番は、譲渡人と譲受人は親子関係となります。参考資料の8ペー ジの1筆は飼料畑です。9ページと10ページの3筆も飼料畑となります。 135番ですが、譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。数年前から、 譲受人が使用しており今回、売買となりました。何ら問題は無いと思いま すが、皆さんのご審議をお願いします。

議 長 これから、本案に対する一括質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号134番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

よって、申請番号134番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

これから、申請番号135番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号135番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

次に、申請番号136番について、担当委員の調査報告を求めます。 富山委員お願いします。

富山委員

申請番号136番について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。先 月30日、金曜日に連絡があり現地を確認しました。地籍調査事業も完了 しており園芸畑として利用されていました。何ら問題は無いと思います。 皆さま方のご審議の程お願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号136番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号136番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

次に、申請番号137番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員お願いします。

若山委員

申請番号137番について説明します。譲渡人、譲受人は縁故関係にあります。場所は、競り市場の南側奥の方に3筆あります。特に問題等ありませんでした。皆さま方のご審議よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号137番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

替成多数。

よって、申請番号137番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号138番と139番を一括審議とします。担当委員の調 査報告を求めます。

小林委員お願いします。

小林委員

申請番号138番と139番について説明します。138番の譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は、参考資料の14ページ、北中学校の裏門の前に当たります。境界もしっかりしており問題は無いと思います。139番ですが、譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。北中学校の裏門近くの十字路から北へ300m程行ったところとなります。農地として何ら問題はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号138番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号138番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

これから、申請番号139番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号139番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号140番と141番を一括審議とします。担当委員の調査報告を求めます。

政委員お願いします。

政委員

申請番号140番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は、資料の16ページ、天寿園入り口の近くの2筆です。いずれもさとうきびが栽培されています。次に141番について、場所は、資料の17ページ、クロスカントリー入り口の近くの3筆です。こちらもさとうきびが栽培されています。譲受人から農地を増やして規模拡大をし

たいと聞いていますので、何ら問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号140番について、採決します。 お歌り ます

お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号140番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

これから、申請番号141番について、採決します。 お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号141番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長

日程第5、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局に申請番号142番から144番の朗読及び説明を 求めます。

事務局 (貞岡主幹) 議 長

(事務局の朗読および説明)

審議前に、勝尾委員の退出を求めます。 (勝尾委員退出)

それでは、申請番号142番について、担当委員の調査報告を求めます。 榮委員、貞山委員お願いします。

榮委員

申請番号142番について説明致します。申請人から既存の牛舎が狭くなったので、事業で新築するとのことです。事前着手もされておらず何ら問題は無いと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」とよぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号142番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号142番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

勝尾委員の入場を許可します。

(勝尾委員入場)

次に、申請番号143番について、担当委員の調査報告を求めます。 岩元委員、平野委員お願いします。

岩元委員

申請番号143番について説明致します。申請人は、既存の牛舎が狭く 増頭できない理由から事業導入で新築すると聞いています。何ら問題は無 いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」とよぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号143番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。 よって、申請番号143番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

次に、申請番号144番について、担当委員の調査報告を求めます。 小林委員、富山委員お願いします。

富山委員

申請番号144番についてご説明します。場所は、北部保育所と戸ノ木 団地の近くにありまして立地的に適しています。現地を見てきましたが何ら問題は無いと思います。皆さま方のご審議よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

田原委員

賃貸住宅とのことだが、具体的にお願いします。

小林委員

2棟2世帯と聞いています。

事務局

平屋建て2棟の2世帯、1棟当たり約100㎡となっています。

議長

他に質疑ございませんか。 (「質疑なし」とよぶ者あり)

これで質疑を終わります。 これから、申請番号144番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

よって、申請番号144番は、審議の結果、これを認めることに決定し ました。

議長

日程第6、議案第29号非農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局に申請番号145番と146番の朗読及び説明を 求めます。

事務局 (貞岡主幹) 議長

(事務局の朗読及び説明。)

それでは、申請番号145番について、担当委員の調査報告を求めます。 勝尾委員、榮委員お願いします。

榮委員

申請番号145番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になりま す。既存の牛舎があり、規模拡大のため、新たに建設したいと、面積は大 きいですが、ラップ置き場、運動場で使用すると聞いています。現在、飼 料畑となっています。畑総区域で、境界もしっかりしており何ら問題は無 いと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号145番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

| よって、申請番号145番は、審議の結果、これを認めることに決定し |ました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

次に、申請番号146番について、担当委員の調査報告を求めます。 平野委員、中磯委員お願いします。。

平野委員

申請番号146番について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。11月1日、午後2時頃にお話をしました。場所は、兼久の原商店から山手の方へ向かって皆田橋の近くです。近隣に牛舎2棟、倉庫が1棟あり、隣接者の承諾も得ており、何ら問題は無いと思います。皆さんの審議をお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号146番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

替成多数。

よって、申請番号146番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

議長

日程第7,諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お月通し願います。

で、お目通し願います。 報告1、農地法第3条の3,相続による農地取得の届出について(1件)報告2、農地法第4条の転用許可による工事完了届について(1件)報告3、農地法第5条の転用許可による工事完了届について(1件)以上で諸報告を終わります。

以上で議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議会

・農地法第3条の許可申請受付時の注意事項について

事務局

連絡事項

- ・地域別農業委員会委員推進会議について
- ・相続未登記農地の解消情報について
- ・次回定例総会について

議長

他に、質疑、意見等ありませんか。 (「特になし」の声あり)

以上で本日の日程は全部終了しました。 本定例総会に付された案件は全て終了しました。 これで、本日の会議を閉じます。 令和2年11月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時35分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 貞岡 孝治 印

署名委員 貞山 博一 印